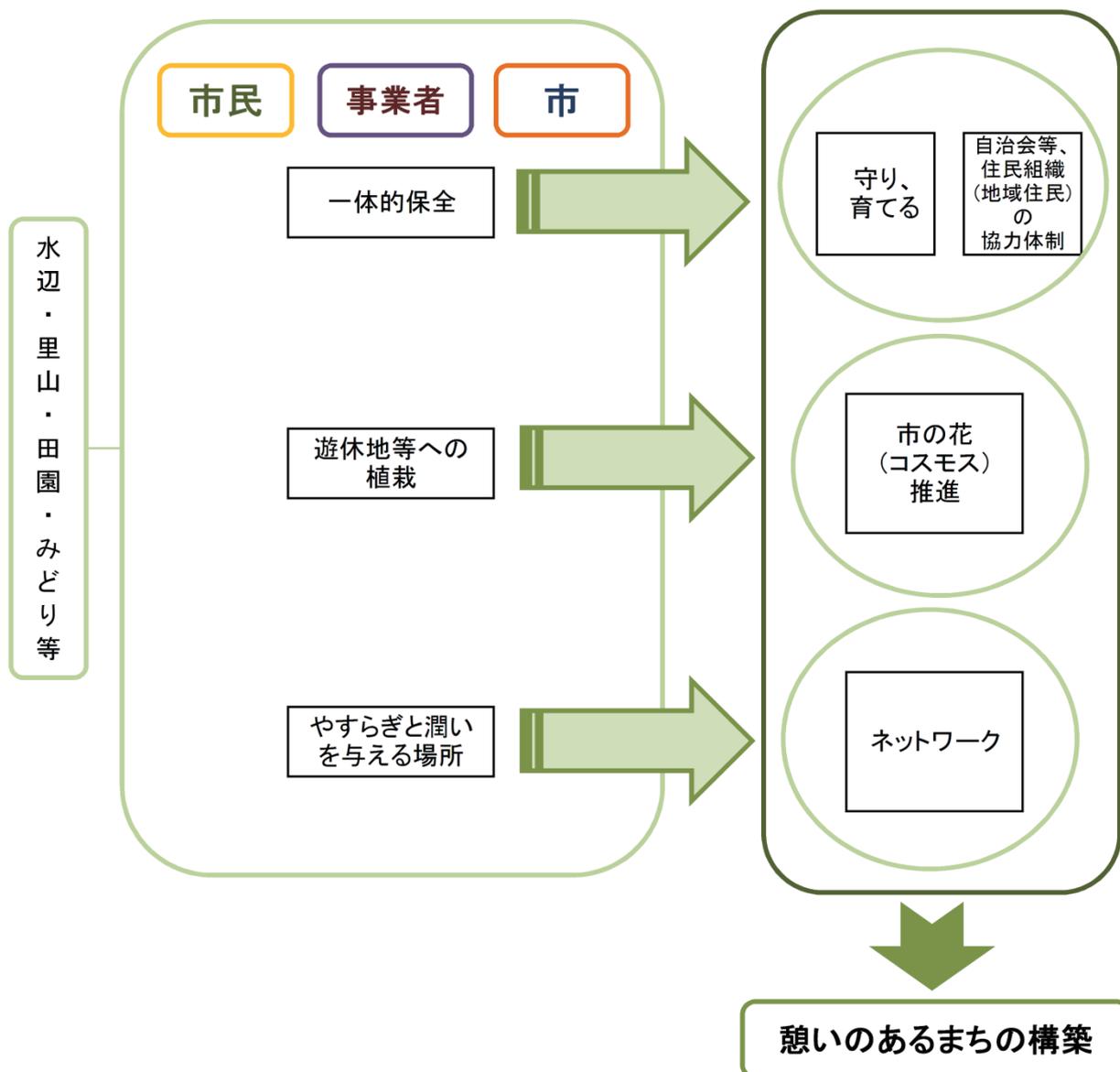


# 第7章 推進方策

## 1 推進方策

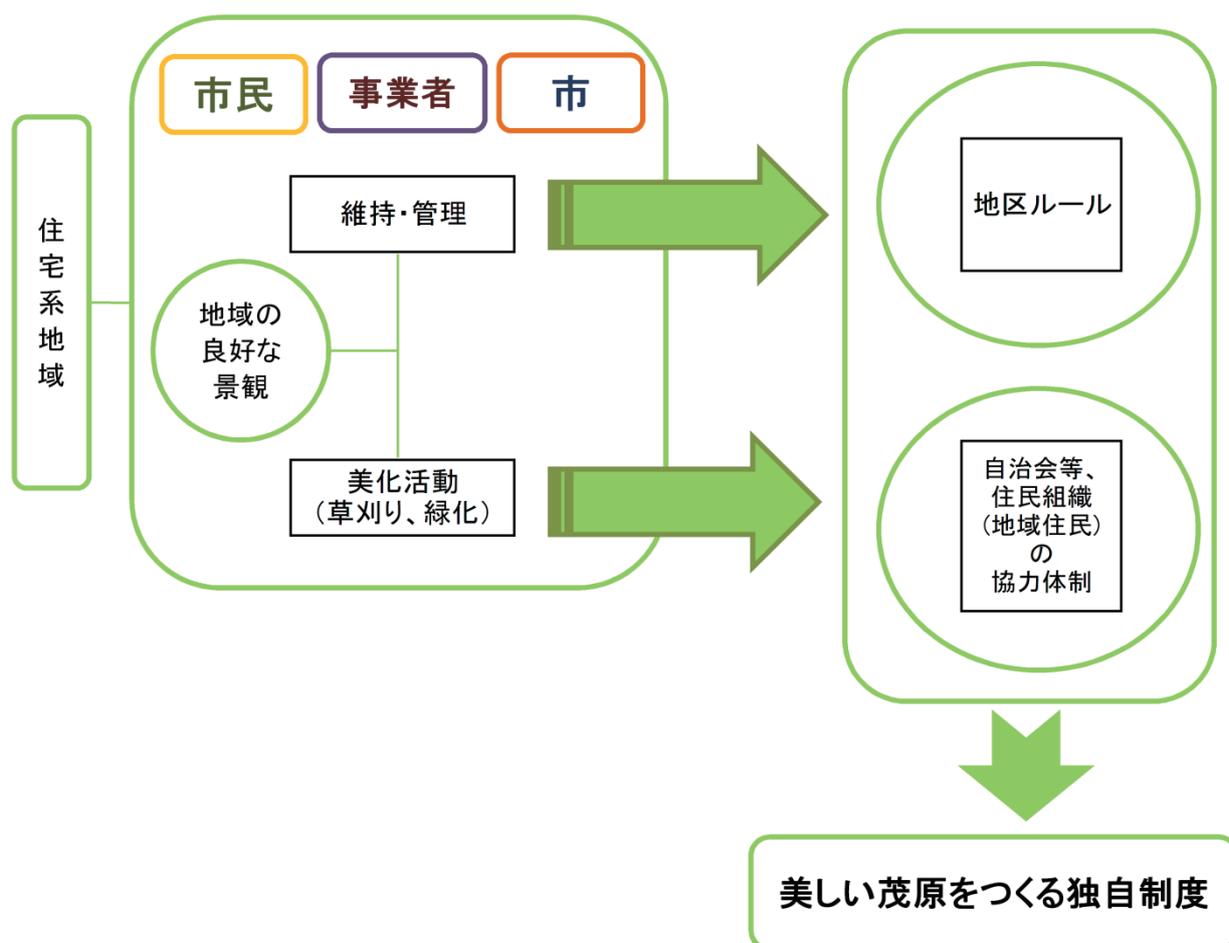
### (1) 自然系地域(水辺、里山、田園、みどり)

取り組み方針	●里山を中心に広がる田園、水辺を守り、育て、 緑と水と人の憩いのあるまちを構築する
推進方策	○水辺、里山、田園、みどり等を一体的に保全する
	○遊休地等への植栽（市の花（コスモス））を推進する
	○やすらぎと潤いを与えるネットワークづくり



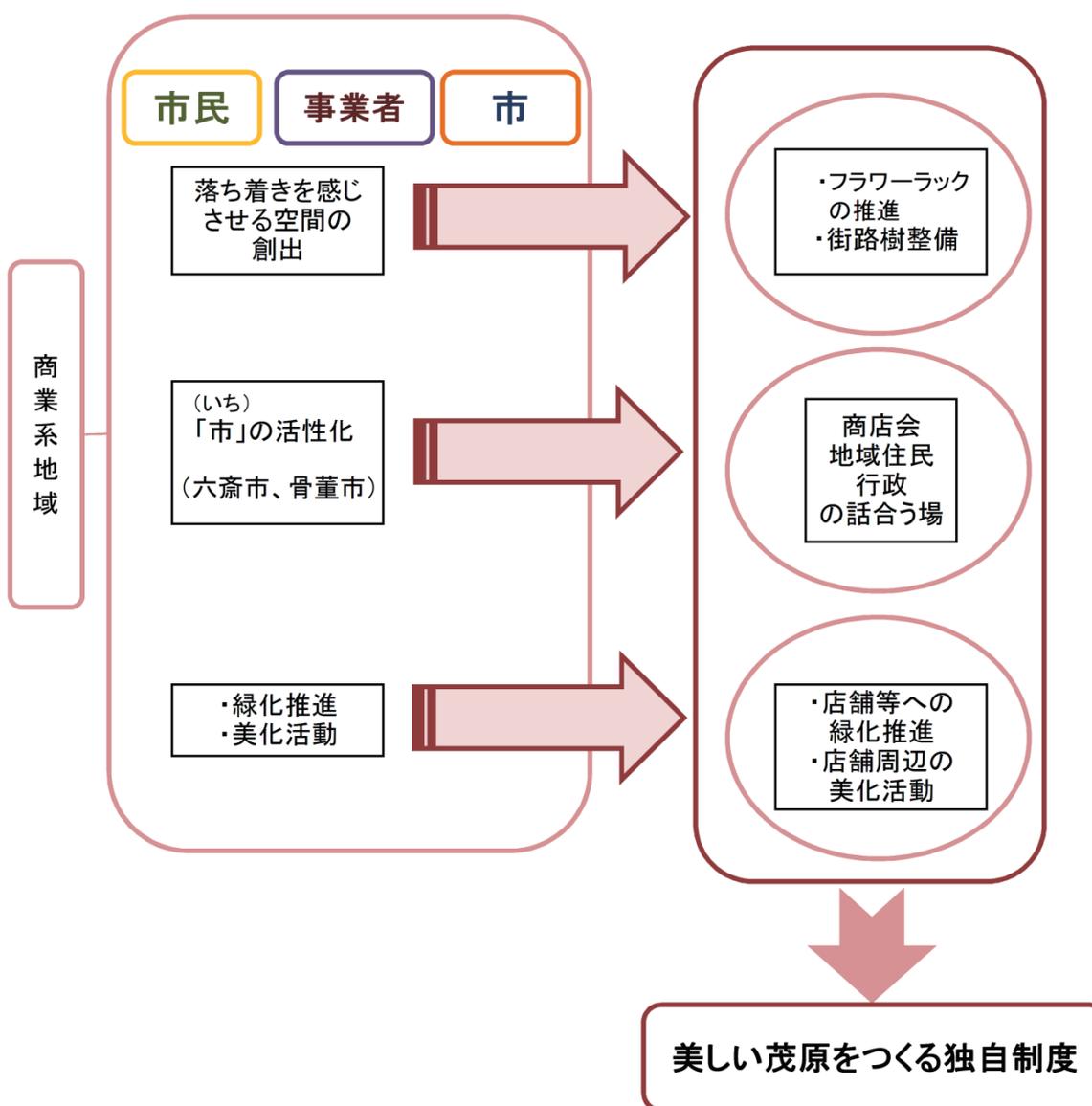
## (2) 住宅系地域

取り組み方針	●市民・事業者・市が協働し、美しい茂原のまちを自分たちでつくるという意識をもつ制度をつくる
推進方策	○地域の良好な景観を維持、管理する体制をつくる
	○地域住民で取り組む美化活動の体制を構築する（草刈り、緑化）



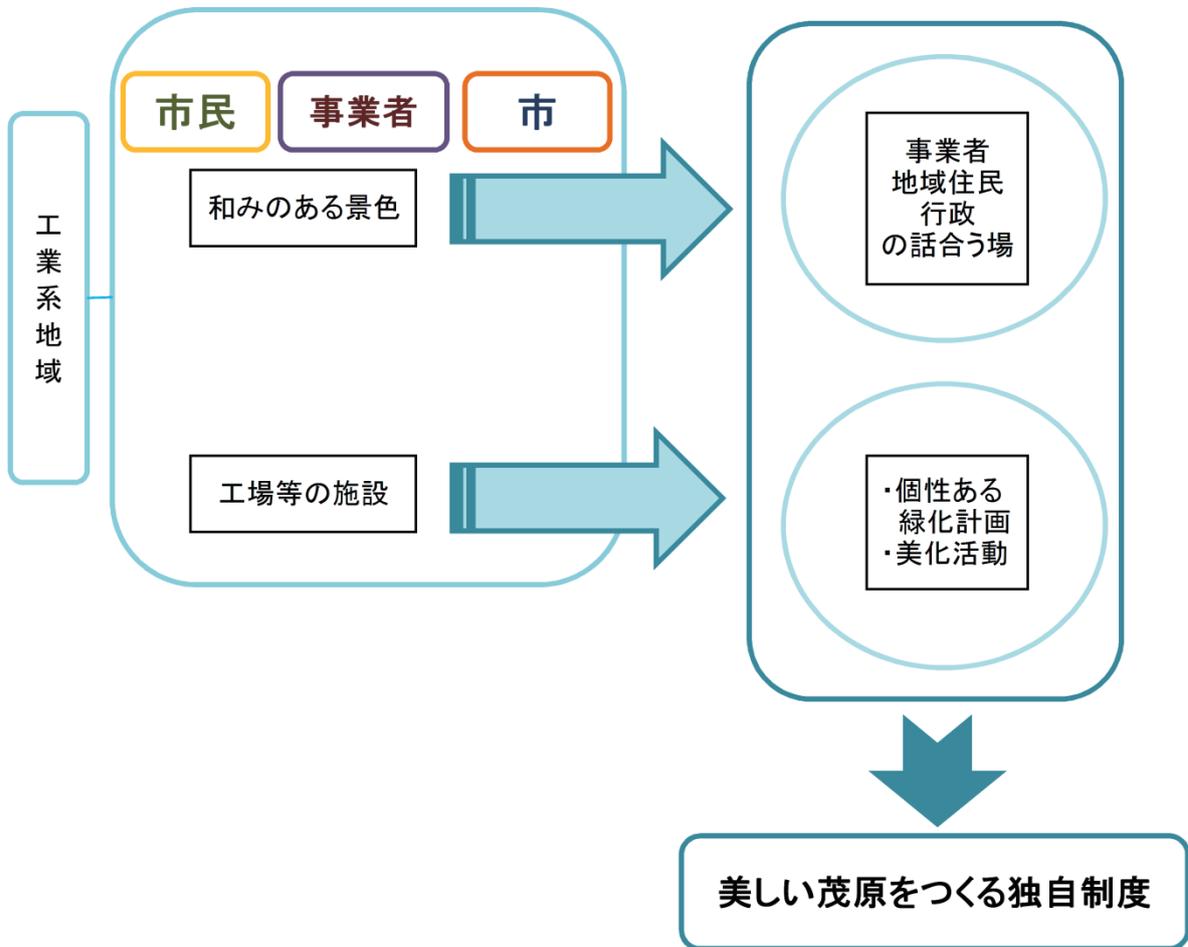
### (3) 商業系地域

取り組み方針	●市民・事業者・市が協働し、美しい茂原のまちを自分たちでつくるという意識をもつ制度をつくる
推進方策	○賑わいのある商業環境の再生を図りつつ、落ち着きを感じさせる空間を創出する体系をつくる
	(いち) ○趣きのある「市」を地域で支える体制をつくる
	○緑化を推進する美化活動に取り組む体制を確立し、緑化空間を創出する制度を構築する



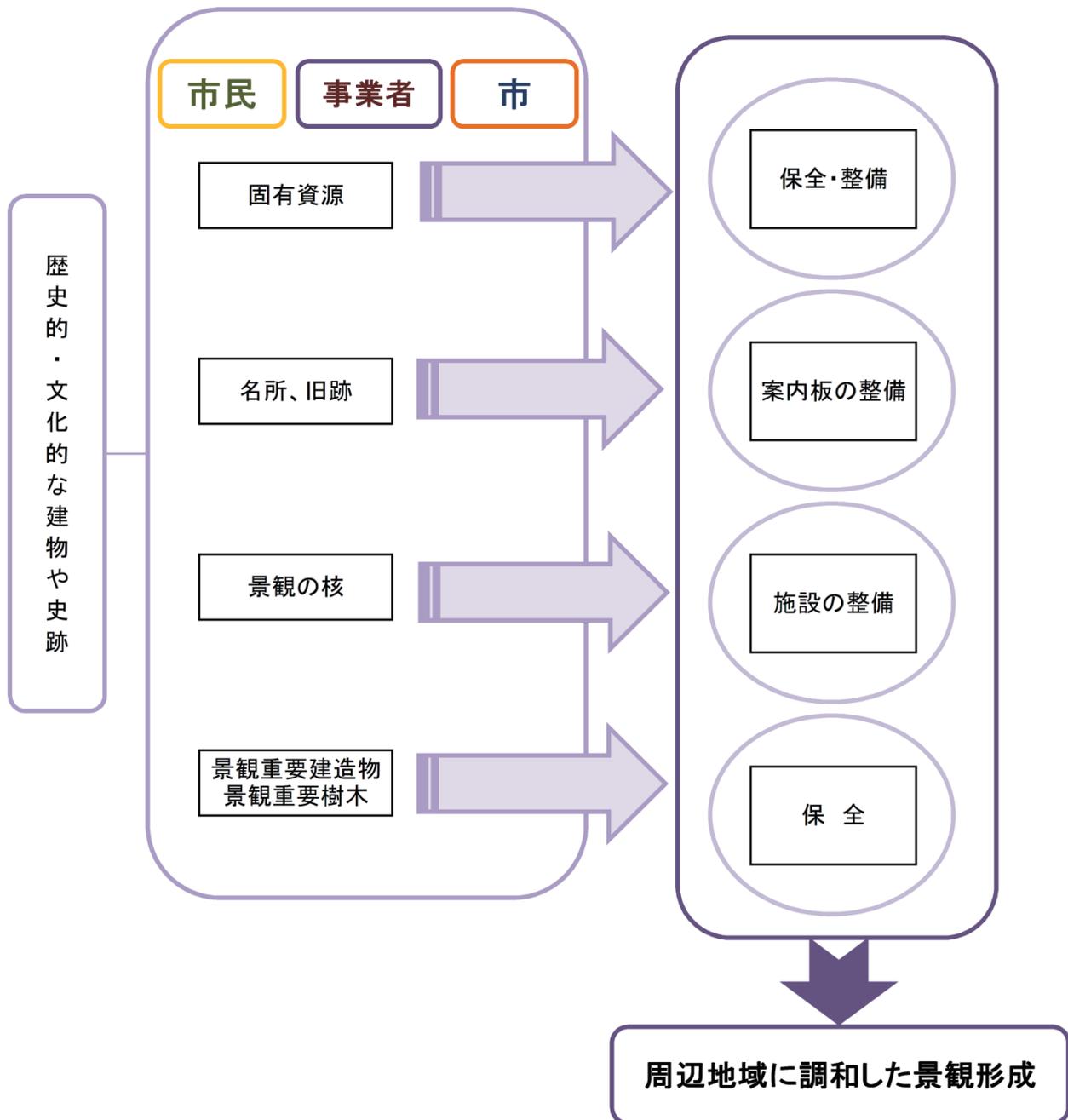
#### (4) 工業系地域

取り組み方針	●市民・事業者・市が協働し、美しい茂原のまちを 自分たちでつくるという意識をもつ制度をつくる
推進方策	○和みを与える景色をつくるための体制づくり
	○緑化を推進する美化活動に取り組む体制を確立し、緑化空間を創出する制度を構築する

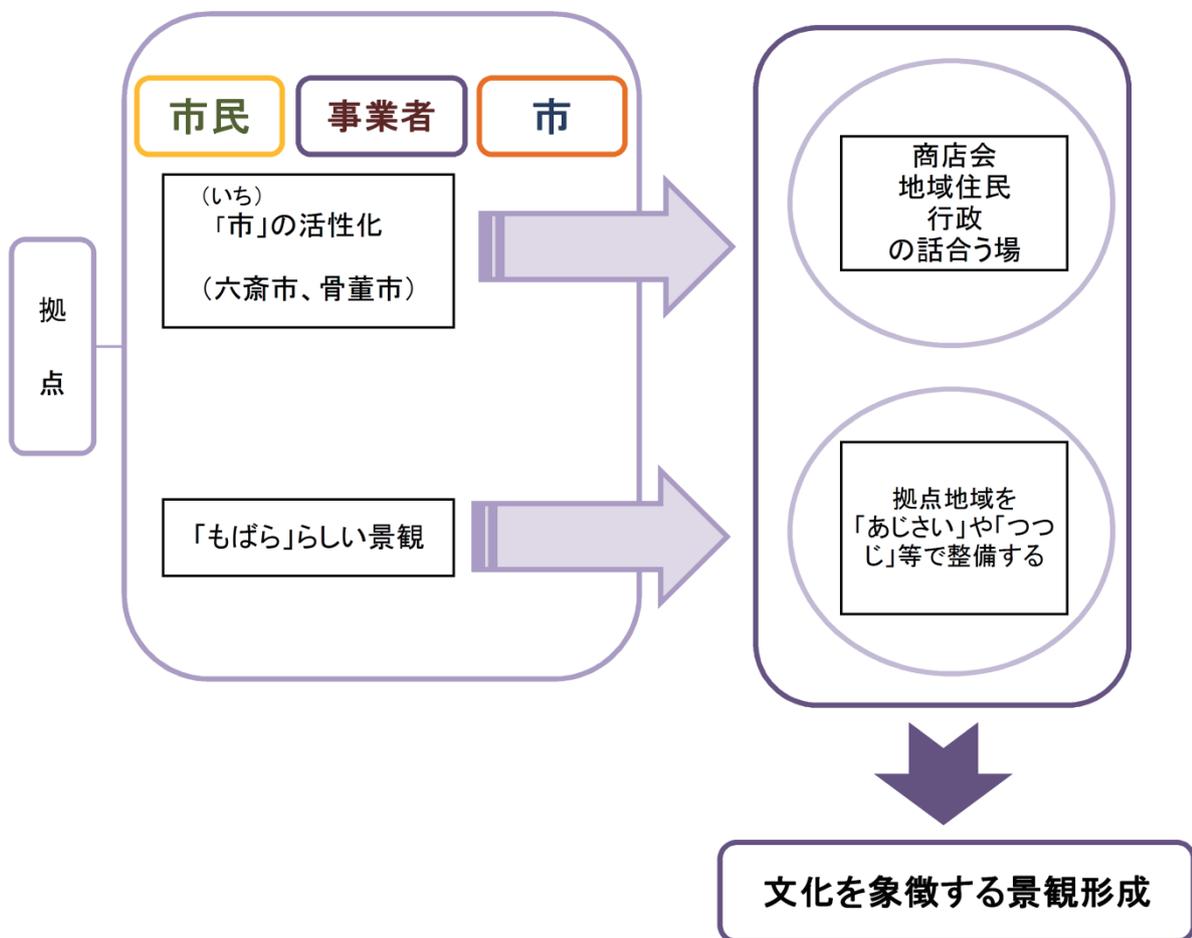


## (5) 歴史・文化景観

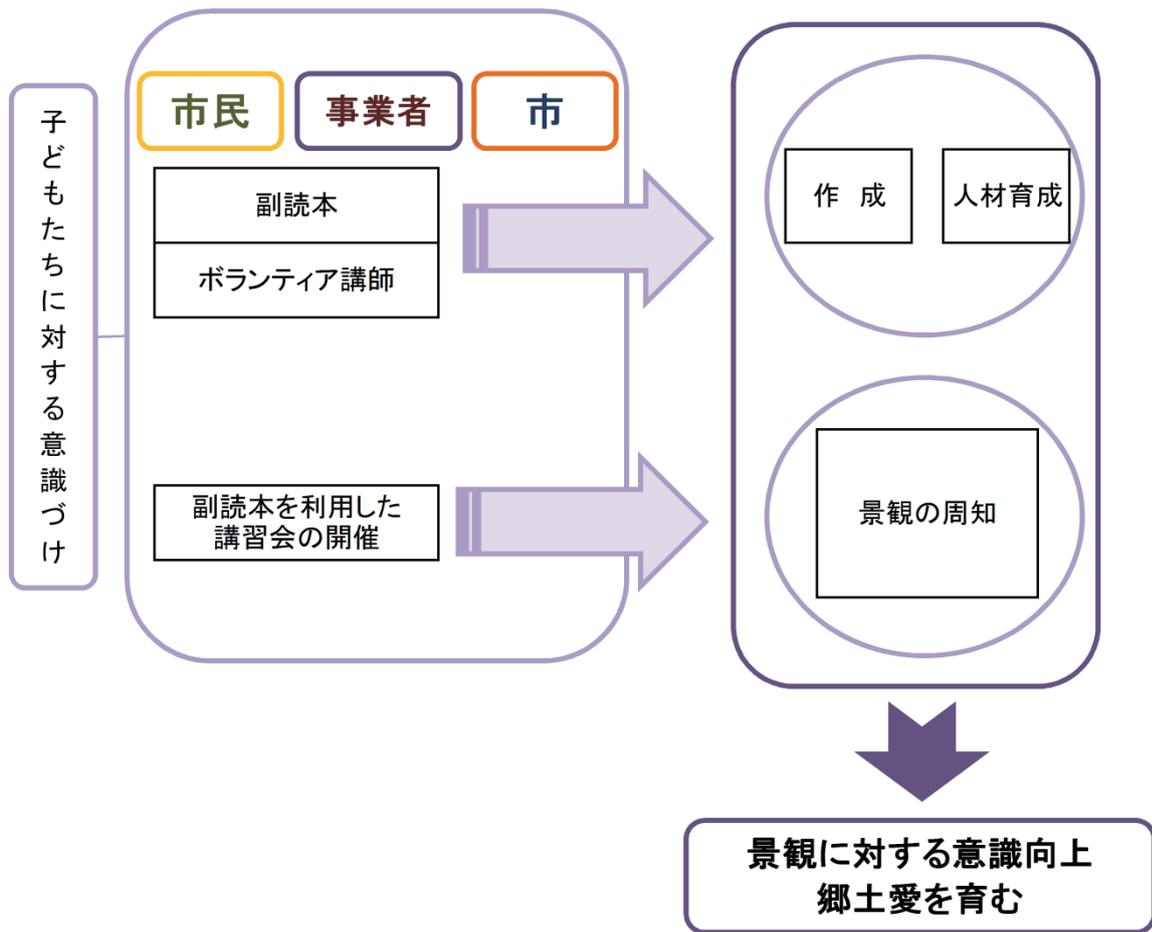
取り組み方針	①歴史的、文化的な建物や史跡の保全とこれらに調和した周辺の景観をつくる
推進方策	○地域の歴史、文化など固有資源の一体的保全と整備
	○名所、旧跡の案内板整備
	○景観の核となる施設の整備
	○景観重要建造物、景観重要樹木を指定し、保全する



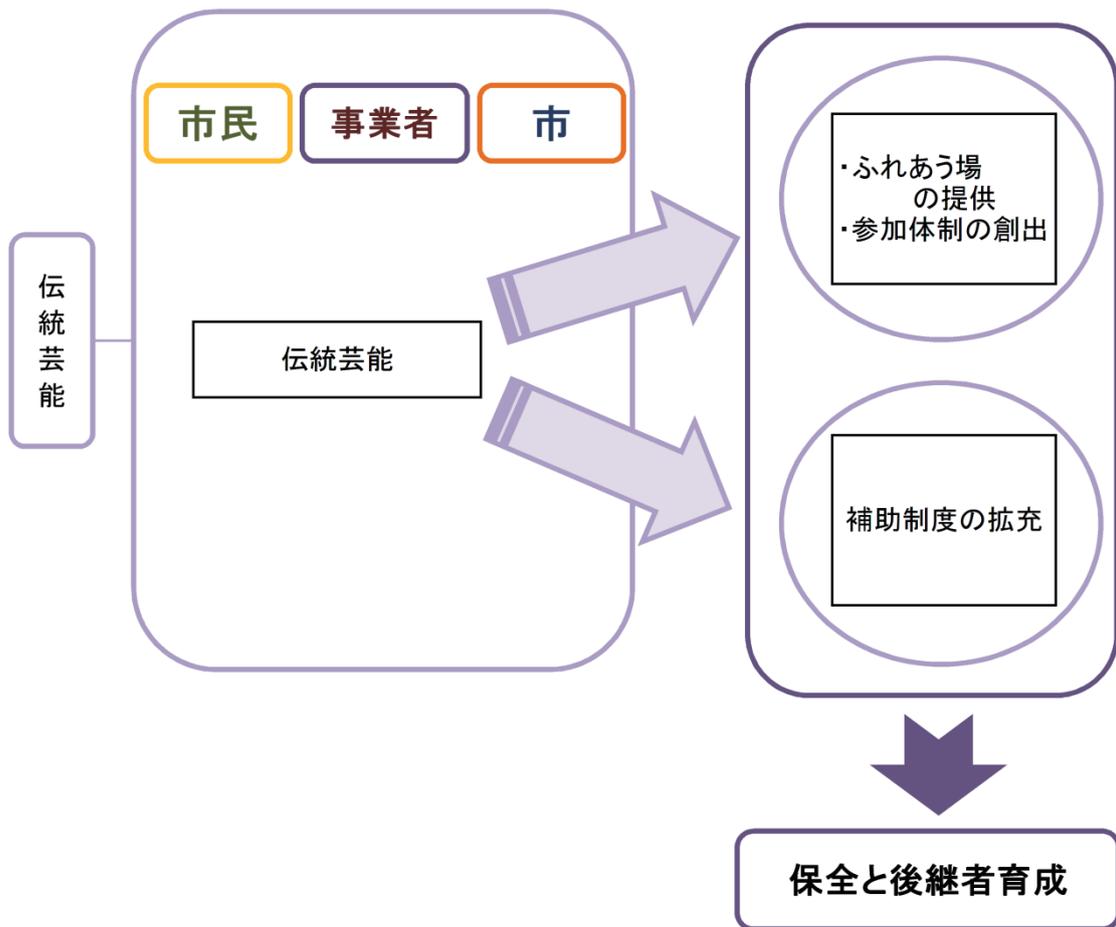
取り組み方針	②藻原寺を拠点とした景観資源を守り、活かし そこから発する文化を象徴する景観をつくる
推進方策	(いち) ○趣きのある「市」を地域で支える体制をつくる
	○拠点とした周辺地域を「もばら」らしい景観として演出する



取り組み方針	③子どもたちに美しい茂原・歴史ある茂原の 景観の副読本を作成し、学習の機会をつくる
推進方策	○副読本を作成する団体を立ち上げるとともに、ボランティア講師 の育成を図る
	○小、中学校での副読本を利用した講習会を開催し、郷土（もばら） 愛を育みながら景観の周知を図る

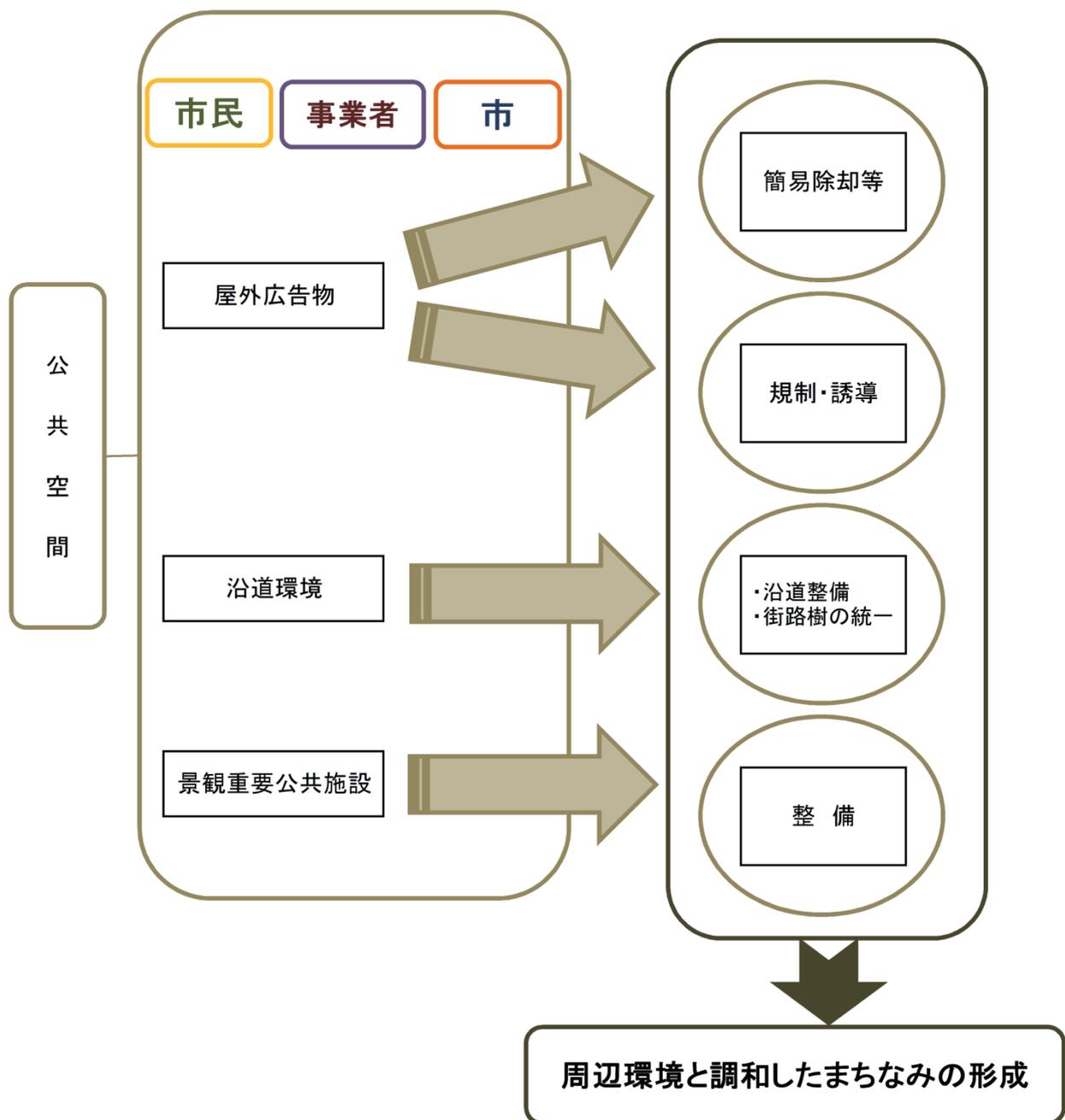


取り組み方針	④伝統芸能の保全と後継者の育成を図る
推進方策	○伝統芸能にふれあう場を増やし、誰もが気軽に参加できるような環境をつくる
	○伝統芸能の継承のための補助制度の拡充



## (6) 公共施設景観

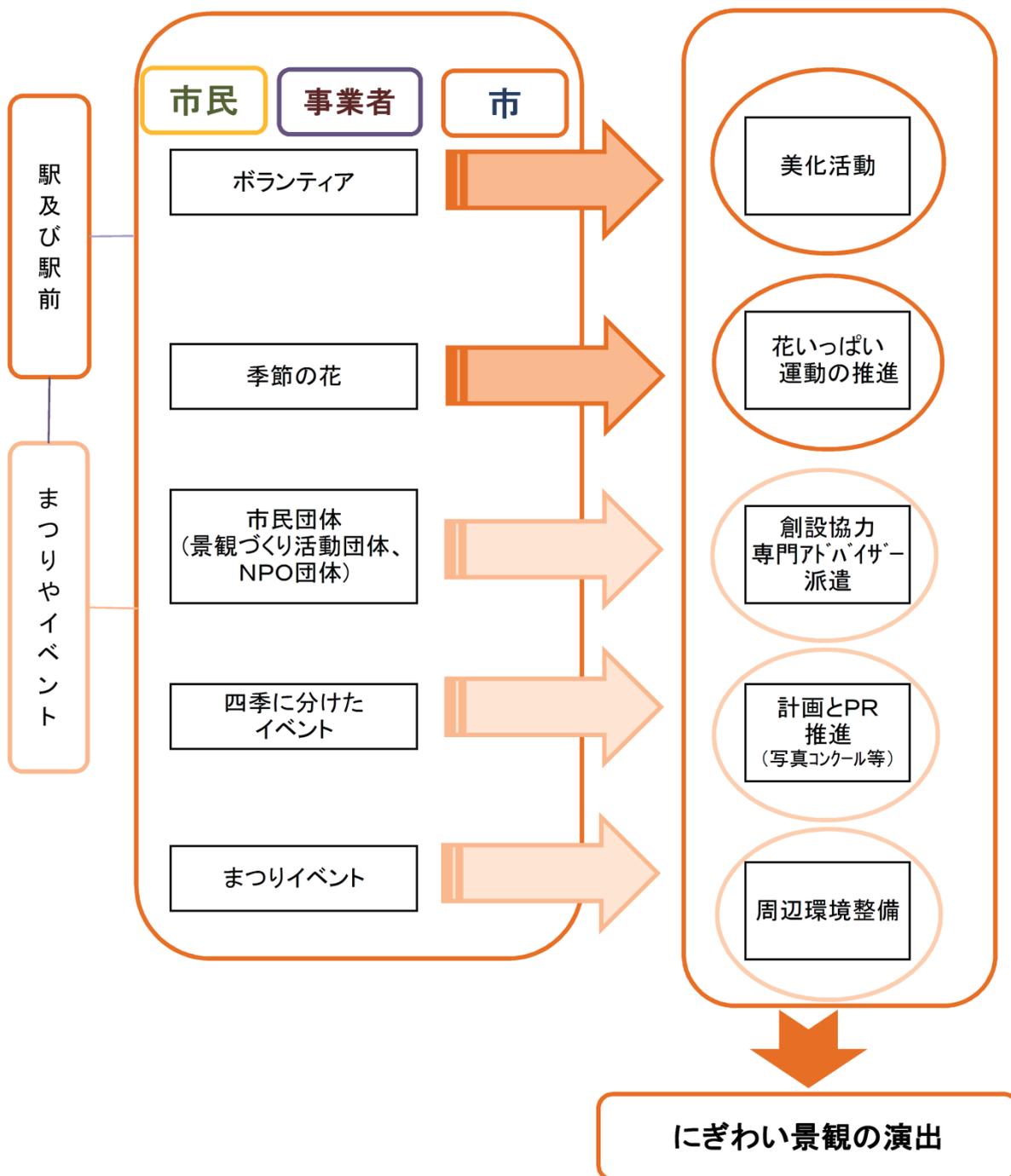
取り組み方針	●沿道構築物（看板等）を改善し、 周辺環境と調和のとれたまちなみにする
推進方策	○違反広告物に対する簡易除却ボランティア制度の創出
	○景観阻害要素となる屋外広告物の規制・誘導
	○市の花（コスモス）、市の木（つつじ）を活用した沿道環境の整備 や街路樹を統一した通りの整備
	○景観重要公共施設を指定し、整備する



## (7) 駅及び駅前景観

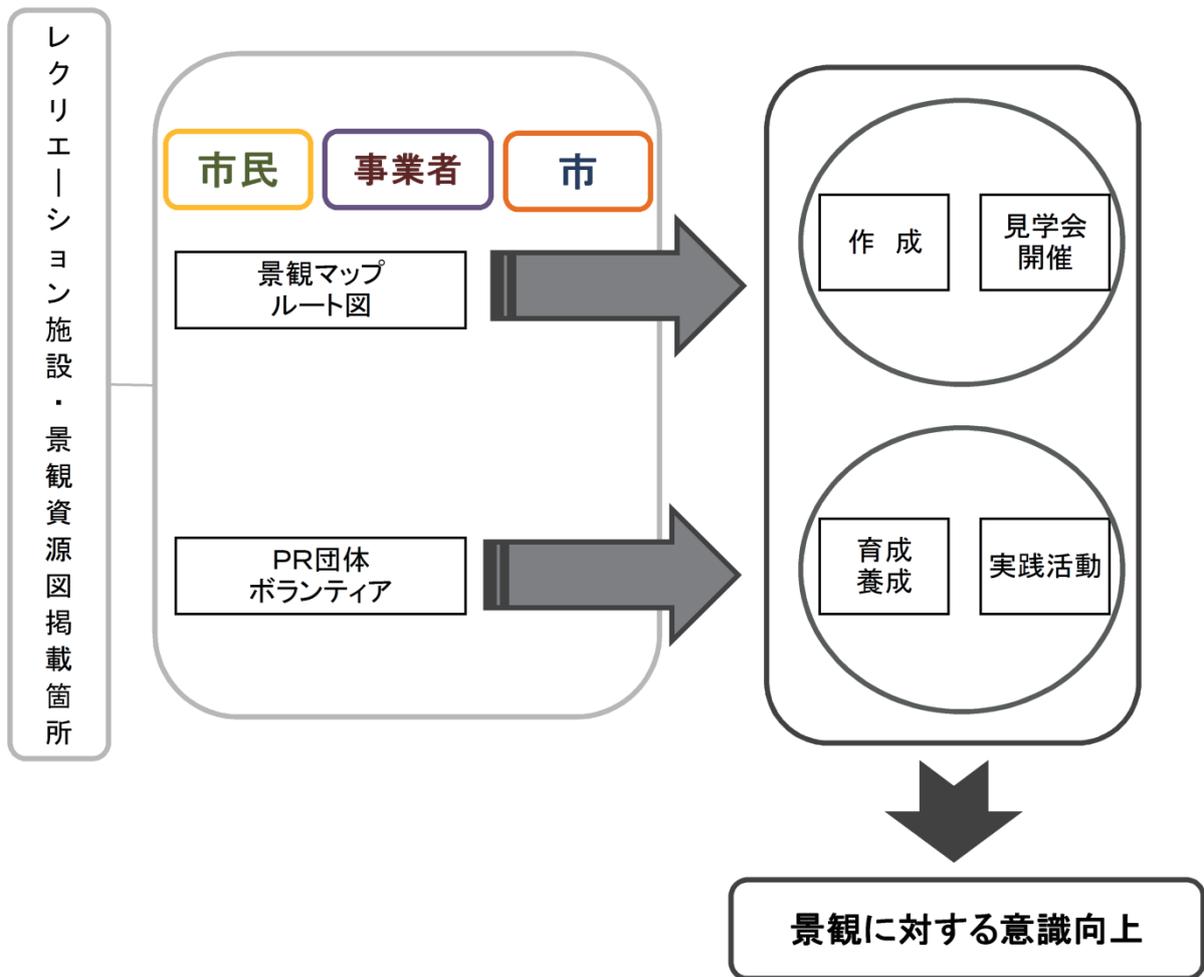
取り組み方針	●七夕まつり、桜まつりに加え、コスモス（市の花）・つつじ（市の木）・牡丹・あじさい等を中心に、四季ごとのまつりを育て、にぎわいの景観を創り出す
推進方策	○駅前通りは茂原市の顔であるため、ボランティアによる駅周辺の定期的な美化活動を行う
	○市の花（コスモス）、市の木（つつじ）など季節の花が咲き誇るような花いっぱい運動を推進する

※（9）まつりやイベントの景観②の方策を合わせて行う



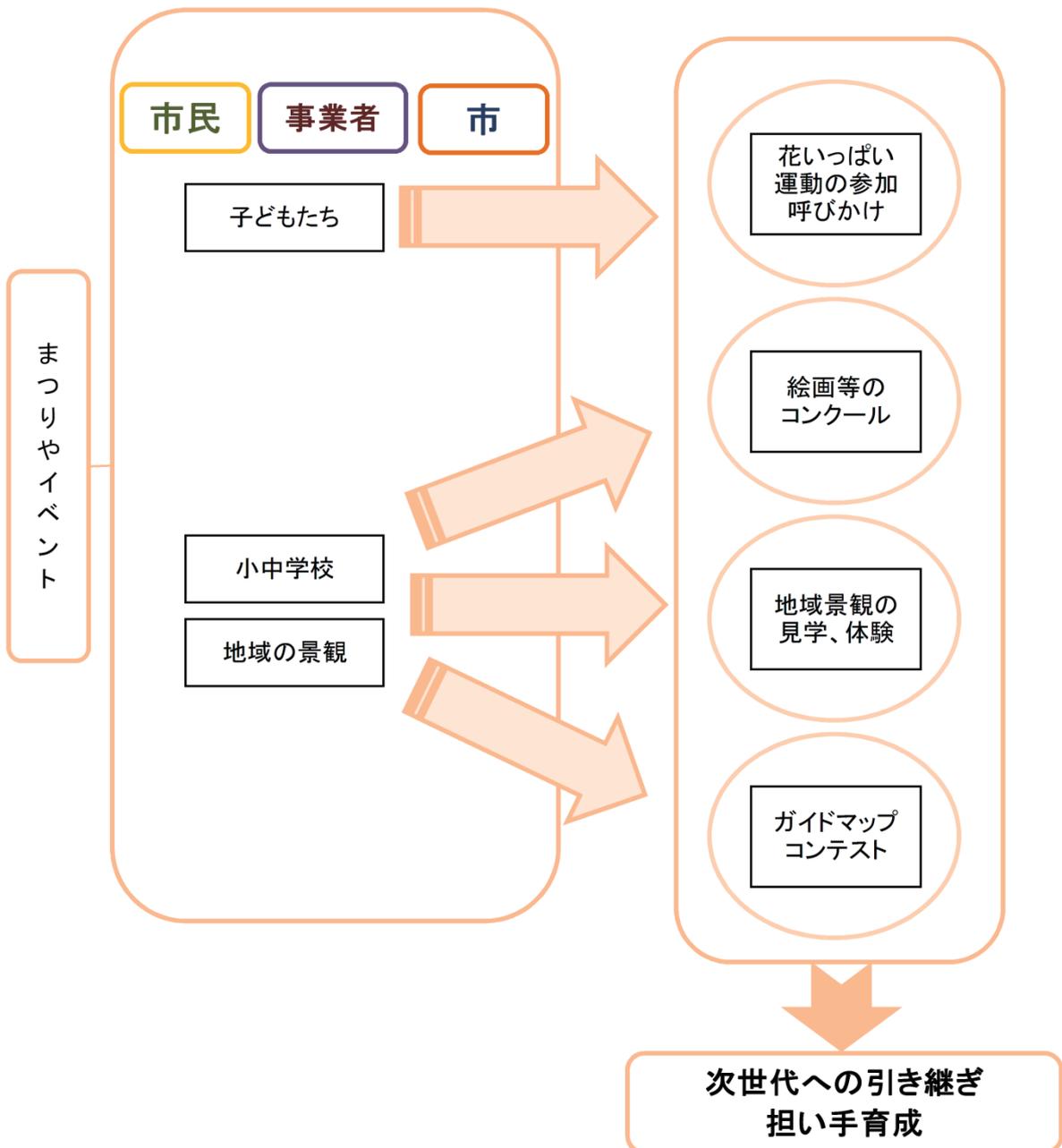
## (8) レクリエーション施設

<p>取り組み方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観マップ、ルート図を作成し、市民参加による見学会などを開催する</li> <li>● 市民ボランティアを育成し、景観PRに努める</li> </ul>
<p>推進方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茂原の魅力ある景観をPRする市民団体を立ち上げ、景観マップ、ルート図（ウォーキングマップ等）を作成し、見学会を開催する</li> <li>○ PR団体の育成、観光案内のできるボランティアを養成するとともに、実践での活用を推進する</li> </ul>



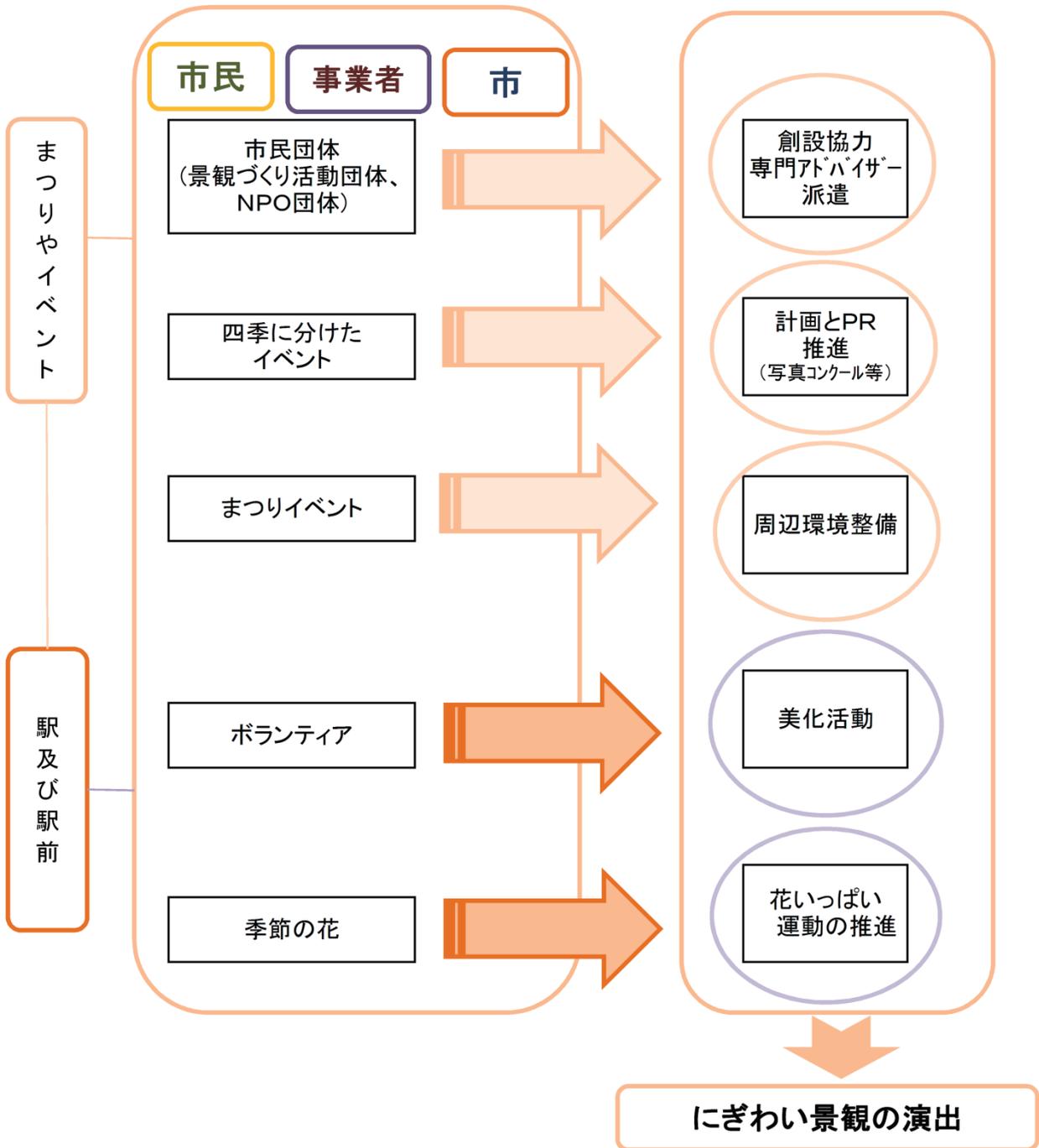
(9) まつりやイベントの景観

取り組み方針	①子どもたちに景観の良さを知らせるイベントを実施する
推進方策	○子どもたちへの花いっぱい運動の参加呼びかけ
	○小中学校を対象とした「もばら」の魅力的な景観の絵画等のコンクールを開催する
	○小中学校で地域の景観を見学し、体験させる
	○もばら景観ふるさと自慢ガイドマップコンテストの開催



取り組み方針	②七夕まつり、桜まつりに加え、コスモス（市の花）・つつじ（市の木）・牡丹・あじさい等を中心に、四季ごとのまつりを育て、にぎわいの景観を創り出す
推進方策	○市民団体（景観づくり活動団体、NPO団体）の創設に協力するとともに、専門アドバイザーを派遣する
	○四季に分けたイベントの計画とPRの推進
	○まつりやイベント開催時の周辺環境整備

※（７）駅及び駅前景観の方策を合わせて行う



## 2 市民・事業者・市の役割

本計画の基本理念である“守る・伝える・創る「美しい茂原の景観」”～豊かな自然・歴史・文化を活かして～を実現するために、市民・事業者・市のそれぞれが主体性を持つとともに、地域の魅力的な景観を形成するうえで、特色のある手作りの景観づくりに向け連携・協働して行くことが大切です。

市民・事業者は、身近な生活や事業活動の中での美化活動や各地域での魅力的なまちなみの形成に気を配るなど、景観まちづくりを意識した取り組みが必要です。

また、市が実施する景観に関する施策への協力も重要となります。

市（景観行政団体）は、景観に関する周知や公共施設等の整備による景観づくりを意識するとともに、市民・事業者が良好な景観のまちなみの形成に円滑に取り組めるよう活動を支援、推進します。

### (1) 市民の役割

市民や景観づくり活動団体などは、基本理念にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、周辺の景観に関する理解を深め、地域の良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。また、景観の形成にかかわる機会や取り組みの実践などに積極的に参加する。

### (2) 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動が景観を構成する重要な要素であることを認識し、周辺の景観に配慮した取り組みを行うよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。また、景観の形成にかかわる機会や取り組みの実践などに積極的に参加する。

### (3) 市（景観行政団体）の役割

市は、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努め、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、推進する役割を担うとともに、公共事業による景観形成について、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

また、市民や事業者の景観に関する意識が向上するよう良好な景観の形成に関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

